

ワールドカップ対策協議会・規約

(名称)

第1条 本会を「ワールドカップ対策協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、2002年6月に開催される2002FIFAワールドカップ韓国・日本TMの、宮城スタジアム(利府町菅谷)で実施される試合(以下、ワールドカップ宮城大会)に関する種々の問題について、2002FIFAワールドカップ宮城・仙台推進委員会、宮城県、利府町など関係機関(以下、関係機関)と、利府町全町内会会員の要望伝達、情報交換、意見交換など協議するための機関とする。

(業務)

第3条 本会は次の業務を行う

(1) ワールドカップ宮城大会に関する利府町全町内会会員の要望伝達、情報交換、意見交換に係わる業務

(2) ワールドカップ宮城大会に関する情報を利府町全町内会会員への伝達に係わる業務

(3) その他、ワールドカップ宮城大会に付随し、利府町全町内会会員に関する問題を解決するために必要な業務

(会員)

第4条 本会の会員は、利府町全町内会の会長をもって充てる。

(役員)

第5条 本会には、次の役員を置く

議長 1名

事務局長 1名

2. 議長は、会員の互選により決定され、本会を代表し、会務を総理する。

3. 事務局長は、菅谷台町内会担当役員とし、実務全般を総括する。

(会議)

第6条 本会の会議は、議長が召集する。

2. 会議の議長は、本会議長が務める。

(協議)

第7条 本会は第3条に掲げる業務を行うため、関係機関と協議の場を設ける。
2. 協議の場では決議は行わない。決議は、本会会議を開催した上で行う。

(経費)

第8条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(部会)

第9条 本会には、第3条に掲げる業務を行うため、部会を置くことができる。

(事務局)

第10条 本会は、第3条の業務を処理するため、事務局を置く。
2. 事務局は当分の間、菅谷台町内会内に置く。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、本会会議が合議によって別に定める。

付則 この要領は、平成12年10月2日より施行する。

(会 員) 平 成 1 3 年 3 月 2 5 日 現 在

町内会	氏名
神谷沢	鈴木 善三郎
菅谷一部	佐藤 久雄
菅谷二部	伊藤 三郎
入菅谷	堀越 栄
沢乙	鈴木 一郎
加瀬	郷右近 健司
野中一部	阿部 康夫
野中二部	二階堂 良雄
町加瀬	小幡 富雄
大町	大泉 重文
館	宮城 貞文
仲町	浅野 誠
東町	相沢 久米治
藤田	鈴木 俊男
春日一部	引地 忠
春日二部	平山 賢治
赤沼	名取 栄喜
浜田	加藤 正太郎
須賀	岡崎 昭二
しらかし台	太田 大吉
花園	富田 稔
青山	青木 昭孝
青葉台	菅 修二
菅谷台	酒井 隆志
皆の丘	高橋 薫

2 5 名